

ご近所福祉町内体制助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鯖江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がご近所福祉ネットワーク体制の整備及び運営に係る費用について助成を行うことにより、ご近所福祉ネットワーク体制の整備を促進することを目的とする。

(対象団体等)

第2条 この要綱により助成を受けることができる町内は、1年間（1月～12月）に2回以上町内会役員、民生委員児童委員、福祉委員など関係者が集まって福祉部会や福祉委員会などの会議を開催し、町内の福祉課題について審議した町内とする。なお、福祉部会や福祉委員会などは、設置要綱等により組織化している場合はもちろん、組織化はしていないが会議を定期的に行っている場合も含む。

(助成基準)

第3条 この要綱により助成する額は、次の各号の合計額とする。

- (1) 均等割額 1町内当たり 10,000円
- (2) 世帯数割額 当年4月1日現在の町内の世帯数に30円を乗じて得た額

(助成方法)

第4条 この要綱により行う助成は、「ご近所福祉町内体制助成交付金」（以下、「交付金」という。）の交付により行う。

- 2 交付金は、区長等町内の代表者から「ご近所福祉町内体制助成交付金交付申請書兼請求書（様式第1号）」の提出を受け、助成要件に合致する町内に交付する。
- 3 区長等町内の代表者が当該町内におけるご近所福祉ネットワーク活動団体に交付金の交付申請及び受給をさせる場合は、「ご近所福祉町内体制助成交付金交付申請及び受給団体届（様式第2号）」本会会長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

年 月 日

鯖江市社会福祉協議会長 様

住 所

町内 名 称

代表者氏名

印

ご近所福祉町内体制助成交付金交付申請書兼請求書

ご近所福祉町内体制助成事業実施要綱に基づき、下記のとおり関係書類を添えてご近所福祉町内体制助成交付金の交付を申請し、当該交付金の支払を請求します。

記

1 事業実績

別添 1 「ご近所福祉町内体制活動実績報告書」のとおり

(別紙「 年ご近所福祉町内体制活動実績」添付)

2 交付金額

次の均等割額及び世帯数割額の合計額

(1) 均等割額 1 町内 10,000 円

(2) 世帯数割額 4 月 1 日現在の世帯数に 30 円を乗じて得た額

3 交付金振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農業共同組合 支店 その他 ()
口座種類・番号	(普通・当座) No.
ふりがな	
口座名義	

(添付書類)

通帳のコピー (預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人 (カナ表示) が印刷された部分) を添付してください。

(注) 月 日 () までに提出していただければ、12 月中にお支払いします。

ご近所福祉町内体制活動実績報告書

1 ご近所福祉町内体制の種別 (いずれかに○を付けてください。)

- ① 会則や要綱等で民生委員児童委員や福祉委員を含めた福祉部会 (名称はこだわりません) を設置し (設置予定で)、 年中に2回以上活動 (要支援者の把握や見守りについて協議等) した。 **【組織の設置】**
- ② 今のところ、会則や設置要綱等で福祉部会等は設置することはしていないが、町内会の役員に民生委員児童委員や福祉委員などを含め、 年中に2回以上活動 (要支援者の把握や見守りについて協議等) した。 **【会議の設置】**
- ③ 町内会の役員会を民生委員児童委員や福祉委員など福祉部会で想定される役員を含めて開催し、 年中に2回以上町内の福祉課題を話し合っている。
【町内会役員会と一体化】

※ 本年は会議の設置も助成対象としますが、極力、会則や要綱、町内会規約等で組織を設置されますようお願いします。

2 ご近所福祉町内体制活動実績

別紙「ご近所福祉町内体制活動実績報告書」のとおり

- ※ 2回以上活動した場合に助成対象となります。体制整備のための準備会も回数に含めて結構です。
- ※ 12月中で申請書提出日以降に実施する活動については、見込みでご記入ください。

3 参考資料

- (1) 福祉部会等の会則や設置要綱 (案も含む) または福祉部会等が規定されている町内会規約 (案も含む) があれば、写しを添付してください。
- (2) 写真、議事録、会議次第のいずれかを添付してください。 (本年はない場合も可とします)

【関連事項質問】

◎ 貴町内における日常生活支援活動 (ゴミ出し、掃除、買物などの支援) の実施状況について、当てはまるものの番号に○を付けてください。

- ① 日常生活支援活動に取り組んでいる。
- ② 日常生活支援活動に取り組んでいない。

(別紙)

年ご近所福祉町内体制活動実績

1	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場 所	
	出 席 者	人 区長・副区長・民生委員・福祉委員・ () () ・ () ・ () () ・ () ・ () () ・ () ・ ()
	議 題	
2	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場 所	
	出 席 者	人 区長・副区長・民生委員・福祉委員・ () () ・ () ・ () () ・ () ・ () () ・ () ・ ()
	議 題	
3	日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場 所	
	出 席 者	人 区長・副区長・民生委員・福祉委員・ () () ・ () ・ () () ・ () ・ () () ・ () ・ ()
	議 題	

様式第2号

ご近所福祉町内体制助成交付金 交付申請及び受給団体届

年 月 日

鯖江市社会福祉協議会長 様

住 所

町内 名 称

代表者氏名

印

下記の団体は、当町内におけるご近所福祉ネットワーク活動団体であり、今後、ご近所福祉町内体制助成交付金の交付申請及び受給については、当該団体に委任します。

記

ご近所福祉ネットワーク活動団体

住 所

名 称

代表者氏名